

受理番号及び 受理年月日	所 管	件 名 及 び 要 旨	提 出 者
27年－10 (27.3.17)	総 務	<p>NHK受信料の全世帯支払い義務化に反対する意見書の提出について</p> <p>▶陳情の理由</p> <p>NHKの靱井勝人会長は3月5日、衆議院総務委員会での答弁で、「(受信料の支払いを)義務化できれば素晴らしい」と述べた。靱井会長は、維新の党の高井崇志議員に義務化について考えを問われ、「(現在は対象世帯の)24%が払っておらず、公平になっていない。(未払いの)罰則もない。(支払い義務を)法律で定めていただければありがたい」と述べた。</p> <p>また、この考えに関連して日本経済新聞も、「総務省はNHKの受信料制度の見直しに着手する。NHKのインターネットサービスの拡大を踏まえてテレビのない世帯からも料金を徴収する検討を始める。パソコンなどネット端末を持つ世帯に納付義務を課す案のほか、テレビの有無にかかわらず全世帯から取る案も浮上している。」と報じている。(2月26日付)</p> <p>2015年中を目途に大学教授らをメンバーとする有識者会議を立ち上げ、検討結果を総務省の有識者会議に報告。早ければ17年の通常国会に放送法の改正案を提出し、18年にも施行される可能性があるという。</p> <p>現状、放送法(以下、単に「法」という。)では、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者は、協会とその放送の受信についての契約をしなければならない(法64条)」</p>	足羽 佑 太 (倉吉市)

と定め、NHKを受信できるテレビ等を設置した者に対し、契約の締結を義務付けている。しかし、受信料を支払う義務については、法に定めはなく、NHKの受信規約で定められている。

このたびの改正では、この支払い義務を、法に直接書いてしまおうとするものである。しかし、このNHK受信料の支払い義務化規定および現行の法制度は、次のとおり問題がある。

(a) 法第 64 条の受信契約義務規定は違憲の疑いあり

まず、そもそも、現行法の契約義務規定自体が、違憲の疑いがあるという事である。テレビを設置したら、民放しか見ない（見たくない）者にも強制的に契約締結義務が（ひいては、受信料支払い義務も）あるとするならば、その者は、NHKの放送が自らの思想に反する場合も、これに対して契約・金銭の出捐を強いられ、憲法第 19 条の思想・良心の自由を侵害される事になるおそれがあるからである。これまでは、法に契約義務があっても支払い義務までは明記されていなかったもので、事実上、NHKの放送が自らの思想・良心の自由に反すると考える者にとって、これが支払い拒否の理由付けになっていたが、法制化によって、本格的に、思想・良心の自由への不当な制約に拍車がかかることになる。しかも、罰則まで付け、いわゆる行政刑法化するのであるというから、なおさら問題である。

(b) 私的自治の原則ほかに反するおそれ

憲法は、国民に納税の義務、勤労の義務、子どもに普通教育を受けさせる義務についてのみ課し、その他の義務は課していない。しかしながら、これ以上の義務を国民に与えることは違法であり、契約の有無やその相手、内容は私人が自由に決められるという、近代法の大原則である「私的自治の原則」にも反する。なお、現状、NHKは、受信料の法的性質について「NHKの維持運営のための特殊な負担金」として、番組受信のための対価ではないとしている。特別の給付（放送の受信）に対する反対給付としてではなく、対価性のない金銭の徴収というのは、まさに租税なのであるが、NHKは現在の受信料を租税でもないとする。課税権・徴税権を持つ自治体や国以外の者（特

殊法人) が、税に類するものを徴収している現実は、疑問視されなければならない。

なお、NHKは対価性が無いと主張するが、その料金形態は、地上契約や衛星契約といったものに分かれ、応益性・対価性を意識した、段階的な料金形態となっている。これこそが、放送の対価性を裏付けるものである。対価性があるならば、見たくない者、見ない者から徴収するのはおかしいのであって、いわゆるスクランブル化によって、(緊急時放送など重要な放送以外の) 娯楽放送などは見たい者からのみ徴収するなどすべきであり、それを怠っているNHKの不作为は、非難されるべきである。

(c) 携帯電話やカーナビ保持者は契約対象か否か

法第 64 条は、NHKの放送を受信できる受信設備を「設置」した者に対し、同社と契約を締結すべき旨を定める。設置とは、「備え置く」という事を考えると、大きなテレビを「据え付ける」と解するのが自然な解釈である。しかし、NHKは、「(持ち運んで利用する) 携帯のワンセグテレビも対象」とか、「カーナビに付いているテレビも対象」と主張している。同社の放送受信規約の「携帯用受信機」や「自動車用受信機」に該当するからという理由である。しかし、放送法上の「受信設備」「設置」(機械などを備えつけること) に該当するかという点には疑問が残り、「上位法は下位法に優先する」という原則によれば、契約対象から外して考えるべきである。思うに、法制定当時想定されなかったテレビ付携帯が重要な地位を占めるようになり、受信料を広く徴収するために、下位規範である受信規約で無理矢理契約の対象としたため、このような齟齬が生じたのだろう。また、そもそも、「放送」の受信を目的としない受信設備は契約の対象外(法第 64 条但書)であることから、携帯の主機能(電話やメール)しか使わない者にとって、受信規約で契約や支払いを強いられる事は問題がある。現状、ほとんどの携帯にテレビ機能は付けられており、NHKの支払いを拒みたい者は、これの無い携帯を選択せねばならず、消費者の選択権を不当に侵害するものである。

(d) 最近のNHK会長の言動について

2014年、領土問題に関する報道機関の問いに対し「明確に日本の立場を主張するのは当然のこと。政府が右と言うことを左と言うわけにはいかない。」と発言したり、慰安婦問題について、「そのときの現実としてあったこと。会長の職はさておき、韓国は日本だけが強制連行をしたみたいなのを言うからややこしい。」「韓国だけにあったと思っているのか。戦争地域にはどこでもあったと思っている。ドイツやフランスにはなかったと言えるのか。ヨーロッパはどこでもあった。」などと、あたかも当時の行為を肯定するかのように述べ、報道の不偏不党の観点からして、また、会長としての適格性すら疑わせる発言を乱発している。

また、最近では、会長が私的にゴルフに出かけた際、ハイヤーを利用し、その代金がNHKに請求されていたことが内部告発でわかった。

このような訳の分からないことに、国民の皆さんの受信料が使われていると思うと、視聴者たる国民の皆さんからすれば、「払いたくない」「納得できない」などと考えて当然である。これから、パソコンの保持者や全国民から税金で広く受信料が徴収され、そのお金でゴルフに言ってひとり楽しまれては、たまったものではない。

については、①「受信料の徴収義務法制化」に反対し、②放送をスクランブル化して真にNHKの放送を見たい者からのみ料金を徴収し、また、③公共放送として不偏不党な放送をし、国民の目線に立った経営をなされるべきことについて、意見書を提出されることを求める。

▶陳情の要旨

NHK受信料の全世帯支払い義務化に反対する意見書を提出すること。